

令和3年度寒河江市小中学校文化関係大会参加費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、市内小中学校の文化活動の振興を図るため、文化関係大会に参加する児童生徒が所属する小学校及び中学校の文化活動後援団体等に対して、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則(平成6年市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象人員)

第2条 補助の対象となる児童生徒及び引率者(以下「児童生徒等」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 児童生徒 出場する児童生徒数
- (2) 引率者 部長、顧問及び部活動指導員(中学校のみ)等のうち2名
(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、前条の児童生徒等が山形県大会、東北大会及び全国大会に参加するために要する経費で次に掲げるものとする。

- (1) 参加料 大会主催者の定める参加料
- (2) 交通費 会場地までの一般的な交通手段による交通費及び借上料のうち、実支出額
- (3) 宿泊料 協定料金に開会式当日から大会当日までの間の県外における実宿泊日数を乗じて得た額。ただし、大会開催地が遠距離のためやむを得ず前泊する場合、または大会の日程上試合終了日に帰宅することが困難でやむを得ず宿泊する場合は、当該宿泊に要する経費も補助の対象とすることができるものとする。
- (4) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額(千円未満切捨て)とする。

- (1) 前条第1号に規定する参加料の全額
- (2) 前条第2号に規定する交通費、及び同条第3号に規定する宿泊料の全額。ただし、大会の主催者等による交付金等がある場合、その額を控除した額。
- (3) 前条第4号に規定する経費のうち、市長が必要と認める額

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、令和3年度寒河江市小中学校文化関係大会参加費補助金交付申請書(様式1号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る審査を行い、補助金交付の決定を行うものとする。

(実績報告書)

第7条 前条の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業完了後速やかに令和3年度寒河江市小中学校文化関係大会参加費補助金実績報告書（様式第2号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第8条 市長は、前条の報告を受けたときは、審査のうえ交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の額の確定後において、補助事業者からの請求により補助金を交付するものとする。

(概算払)

第9条 市長は、規則第16条ただし書の規定により、補助金の概算払をすることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

寒河江市長 様

団体名

代表者名

印

令和3年度寒河江市小中学校文化関係大会参加費補助金交付申請書

年度において、寒河江市小中学校文化関係大会参加費補助金を交付されるよう寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則第5条及び令和3年度寒河江市小中学校文化関係大会参加費補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称

- 2 補助金の申請額

- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(様式第2号)

年 月 日

寒河江市長

様

団体名
代表者名

㊟

令和3年度寒河江市小中学校文化関係大会参加費補助金実績報告書

年 月 日付指令第 号をもって交付決定の通知があった令和3年度寒河江市小中学校文化関係大会参加費補助金について、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則第14条及び令和3年度寒河江市小中学校文化関係大会参加費補助金交付要綱第7条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績書
- 2 収支決算書
- 3 添付書類
 - (1) 大会開催要項等
 - (2) その他市長が必要と認める書類